

## J. フロント リテイリング株式会社 内部統制システム構築の基本方針

制定 平成 19 年 9 月 3 日  
改定 平成 19 年 11 月 26 日  
改定 平成 21 年 05 月 26 日  
改定 平成 22 年 03 月 01 日  
改定 平成 25 年 04 月 01 日  
改定 平成 26 年 03 月 01 日  
改定 平成 27 年 05 月 28 日  
改定 平成 28 年 03 月 25 日

本方針は、当社及び子会社で構成される企業集団（以下、「グループ」という）における全体業務の適正を確保するための内部統制システム構築に関する基本方針を定めたもので、当該方針を具体的に推進することにより企業価値の向上に資することを目的とする。

### 1. グループ各社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号、第 5 号ニ）

#### （1）コーポレートガバナンス

- ① 経営に係る重要事項の最終意思決定及び取締役の職務執行の監督は、「取締役会規程」に則り、毎月 1 回以上開催する取締役会において行う。
- ② 取締役会の意思決定、監視行為等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる独立性の高い社外取締役を置く。
- ③ 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役及び執行役員の職務執行を監査する。
- ④ 有識経験者であり、客観的な立場から当社の経営を監視する社外監査役を招聘し、監査機能を強化する。
- ⑤ 取締役会、監査役会の他、以下の会議体を運営する。

#### グループ経営会議

（社内取締役で構成し、常勤監査役の出席を求め、グループ経営全般に関わる重要な方針・政策について審議・決定する。）

#### グループ戦略会議

（社内取締役で構成し、グループ経営に関する重要課題についての論議と方向付けを行う。）

#### グループ業績・戦略検討会

（社内取締役等で構成し、グループ業績及び関連する重要課題の論議、フォロー等を行う。）

#### グループ連絡会

（社内取締役等で構成し、グループ各社間の重要案件の情報共有等を行う。）

#### 関連事業社長会議、SS 事業社長会議

(百貨店を除くグループ各社の業績進捗確認と課題の確認及び情報共有を行う。)

- ⑥ 経営戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部及び業務統括部を設置し、組織の役割・責任・権限の明確化を図るとともに、執行役員制度を導入し、経営の意思決定と業務執行の分離を図る。

## (2) コンプライアンス・リスク管理

- ① グループ各社の全役員及び使用人に対して「JFRグループ理念」、「JFRグループ コンプライアンス・リスク管理マニュアル」を浸透させる。
- ② 社長を委員長とし、顧問弁護士並びに委員長の指名する取締役及び監査役等をメンバーとするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理経営を推進するため、コンプライアンス・リスク管理担当役員を置く。
- ④ グループ各社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行う。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等の基盤整備に努めるとともに、各社コンプライアンス・リスク管理推進担当部門を通じた定期的な階層別コンプライアンス・リスク管理教育によりグループ全社に法令及び社内ルールを遵守する体制を強化する。なお、社内規程、マニュアル等はイントラネットに掲載することで、全役員及び使用人がいつでも閲覧、確認できることとする。
- ⑥ コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当者から各所管のコンプライアンス・リスク管理状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとるとともに、グループとしての指針及び再発防止策を策定、これを実施させる。
- ⑦ 社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置く JFRグループの内部通報システムとして、グループ各社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置する。
- ⑧ 内部監査室を設置し、グループ各社の業務監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。なお、重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。

## (3) 財務報告の適正性確保のための体制

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築するとともに、グループ各社にも構築させる。

## 2. グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ)

- ① 事業運営上のリスクについては、コンプライアンス・リスク管理委員会が評価・管理を行い、

重要なリスクについては管理状況を取締役に定期的に報告する。

- ② 認識された事業運営上のリスクのうち特に重大な案件については、コンプライアンス・リスク管理委員会が対応方針を審議・決定し、グループ各社の所管部門にこれを実行させることで、リスクの発生を防止する。
- ③ 大規模な地震、火災、事故等の有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたる。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 取締役の職務の執行に係る以下の文書については、文書管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。
  - 1) 株主総会議事録と関連資料
  - 2) 取締役会議事録と関連資料
  - 3) 稟議書、申請書、報告書
  - 4) 財務報告に係る関係書類
- ② 取締役が主宰する会議体の議事録と関連資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部門が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとる。

### 4. グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号ハ)

- ① 当社の経営組織として経営戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部及び業務統括部を置き、統括部長には原則として取締役が就くこととし、これをもって、取締役会の意思決定事項を執行役員に伝わりやすくし、迅速な業務執行を行う。
- ② 当社の社長及び統括部長は、各々の役割・責任・権限に基づき、経営目標、中長期計画の達成に向けて、グループ各社の全役員及び使用人への周知徹底、実行指示及び効率的な業務執行の監督を行う。また、経営目標、中長期計画に基づく各部門の目標達成の進捗状況については、グループ業績・戦略検討会等において報告を求め、管理する。
- ③ 全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、グループ経営会議、グループ戦略会議等を有効に活用し、取締役会の意思決定に資するものとする。
- ④ 当社は、グループ事業戦略の企画・立案、グループ経営資源の最適配分及びグループ戦略の進捗・成果管理を行う。また、当社は、グループ全体の事業価値の向上を図るため、グループ各社との契約に基づき、グループ会社に対し、必要かつ適切な経営指導・管理等各種役務の提供を行う。
- ⑤ 当社は、グループ共通会計システムの原則導入及び、グループ資金の集中管理の推進など、グループ全体の効率を上げるための体制を構築する。

### 5. グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号イ)

- ① 当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し、必要と認められる業務についての適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ② 当社の社長及び統括部長はグループ各社に対し、グループ業績・戦略検討会、関連事業社長会議、SS事業社長会議等を通じて業務報告を求め、適正な業務執行を監督する。
- ③ 内部監査室が、グループ各社の日常業務について、内部監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及びグループ各社に指導・啓蒙を行う。重要な事項については、取締役会、監査役会へ適切に報告する。
- ④ コンプライアンス・リスク管理委員会は、グループ各社のコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を統制し、会議体の活用により、グループ全社におけるコンプライアンス・リスク管理経営を推進する。
- ⑤ 当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認められる場合には、グループ各社は、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会に報告するものとし、当社の監査役及びコンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ グループ各社は、事業運営上のリスク案件及び大規模な地震、火災、事故等の有事の発生状況について当社に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、2 号、第 3 号)

- ① 監査役の職務の補助は、専任の監査役付スタッフがこれを担当する。
- ② 監査役付スタッフの任命、異動については、社内監査役の同意を得た上で上行う。
- ③ 監査役付スタッフの人事考課は、社内監査役の同意を得た上で行う。
- ④ 監査役付スタッフに対する指揮、命令権は、監査役に属するものとする。

7. グループ各社の取締役等及び使用人から監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号 イ、ロ、第 7 号)

- ① 当社の取締役及び使用人は、グループ各社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、グループ各社の取締役等及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ② 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議及び委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文

書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の役員及び使用人にその説明を求めることができる。

- ③ 子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、監査役から依頼又は請求があった場合には、必要な監査及び監査報告書の提出その他の業務を行う。
- ④ 監査役会は、監査役監査の環境整備、代表取締役との関係強化、監査役監査の経営に対するフィードバックのため、「監査役会規程」に則り、代表取締役との定期的会合等を持つ。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」に通報された内容（重要でないものを除く。）について、速やかにコンプライアンス・リスク管理委員会及び監査役に報告する。
- ⑥ 子会社の監査役及びグループ各社の内部監査室並びに内部監査部門は、内部監査結果や違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に報告する。
- ⑦ 関連事業統括部などグループ会社を管理する部署は、グループ各社からの違法又は不正な行為に関する報告について、速やかに当社の監査役に報告する。
- ⑧ 当社の監査役は、グループ全体の監査の充実及び強化のため、子会社の監査役との定期的会合等を持つ。

#### 8. 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第3項第5号）

- ① グループ各社は、報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いは行ってはならない。
- ② 報告者から不利益な取扱いを受けている旨の申出があった場合、コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、グループ各社に事実関係の調査を行うよう指示する。

#### 9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

（会社法施行規則第100条第3項第6号）

- ① 監査に係る諸費用については、年度計画に基づき予算を措置する。
- ② 監査に係る諸費用について請求を受けたときは、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。
- ③ 監査役が予算以外に緊急または臨時に支出した諸費用についても、原則として、当該請求に基づき速やかに支払手続を行う。

以上